

# ○静岡県警察少年サポートセンター運営要綱の制定 について

(平成 26 年 3 月 18 日例規第 25 号)

不良行為等の的確な認知並びに少年及び家庭に対する指導・支援を強化し、重大非行の防止及び犯罪被害少年の精神的軽減を図るため、「静岡県警察少年サポートセンター」を設置したことに伴い、みだしの要綱を別添のとおり定めたので、効果的な運用に努められたい。

別添

## 静岡県警察少年サポートセンター運営要綱

### 第 1 目的

この要綱は、静岡県警察少年サポートセンター（以下「少年サポートセンター」という。）の運営に関し、少年警察活動に関する訓令（平成 14 年県本部訓令第 25 号）及び少年警察補導員運用要領の制定について（平成 12 年甲通達少第 9 号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって不良行為少年等の的確な認知並びに少年及び家庭に対する指導・支援を強化することにより、重大非行の防止及び犯罪被害少年の精神的打撃の軽減を図ることを目的とする。

### 第 2 設置等

#### 1 設置

少年サポートセンターの業務を処理するため、県本部人身安全少年課に本部少年サポートセンター（以下「本部センター」という。）を、必要と認める署に地区少年サポートセンター（以下「地区センター」という。）又は地区少年サポートセンター分室（以下「地区センター分室」という。）を置く。

#### 2 活動区域等

- (1) 本部センターの活動区域は、県下全域とする。
- (2) 地区センター及び地区センター分室（以下「地区センター等」という。）の名称、設置場所及び活動区域は、別表のとおりとする。

### 第 3 地区センター等の職員の指定

- 1 地区センター等を設置する署の長（以下「設置署長」という。）は、当該地区センター等の職員を自署の少年警察補導員及び生活安全課の警察官の中から選定し、少年サポートセンター職員推薦書（様式第 1 号）により県本部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）を経由して生活安全部長に推薦するものとする。
- 2 生活安全部長は、前記 1 の規定による推薦のあった者の中から適任者を地区センター等の職員に指定するものとする。
- 3 設置署長は、人事異動、病気その他の理由により地区センター等の職員の指定を解除する必要がある場合には、少年サポートセンター職員指定解除申請書（様式第 2 号）により人身安全少年課長を経由して生活安全部長に申請するものとする。

- 4 生活安全部長は、前記3の規定による申請に基づき、地区センター等の職員の指定を解除するものとする。
- 5 生活安全部長は、地区センター等の職員を指定し、又は指定を解除したときは、必要の都度、少年サポートセンター職員指定名簿（様式第3号）により関係所属長に通知するものとする。

#### 第4 少年サポートセンターの業務

- 1 本部センターの職員は、少年サポートセンターの運営に関する企画・指導及び連絡・調整に関する業務を行う。
- 2 地区センター等の職員は、原則として、活動区域内において次に掲げる業務を行う。
  - (1) 少年相談に関すること。
  - (2) 継続補導に関すること。
  - (3) 被害少年の保護に関すること。
  - (4) 街頭補導に関すること。
  - (5) 広報啓発及び関係機関・団体との連絡・調整に関すること。
  - (6) その他少年の非行防止及び健全育成に関すること。

#### 第5 本部センター及び地区センター等の責任者

##### 1 本部責任者

本部センターに、本部少年サポートセンター責任者（以下「本部責任者」という。）を置き、少年サポートセンターを担当する管理官をもって充てる。

##### 2 地区責任者

- (1) 地区センターに、設置署長が指名する地区少年サポートセンター責任者（以下「地区責任者」という。）を置く。
- (2) 地区責任者は、設置署長の指揮を受け、地区センターの事務を管理するとともに、活動区域を同じくする地区センター分室の活動を掌握し、活動区域内の署との連絡・調整を行うものとする。

##### 3 分室責任者

- (1) 地区センター分室に、設置署長が指名する地区少年サポートセンター分室責任者（以下「分室責任者」という。）を置く。
- (2) 分室責任者は、設置署長の指揮を受け、地区センター分室の業務を管理する。

#### 第6 設置署長の任務

- 1 設置署長は、地区センター等の職員を指揮監督するものとする。
- 2 設置署長は、特別な事情のない限り、地区センター等の職員を前記第4の2の業務に従事させるものとする。
- 3 設置署長は、地区センター等の連携及び効果的な運用に努めることとし、活動区域内における地区センター等の職員の派遣活動に配慮するものとする。

- 4 設置署長は、地区センター等の職員に他署管内における活動を命ずる場合には、あらかじめ当該他署の長と調整の上、その指揮を受けて活動させるものとする。ただし、当該活動が自署に係るものである場合にあっては、この限りでない。

#### 第7 関係所属との連携

- 1 地区センター等の職員は、業務を円滑かつ効果的に行うため、平素から活動区域内の所属の職員と連携を図るものとする。
- 2 地区センター等の職員は、必要に応じて活動区域内の署に配置されたスクールサポーターの活動を支援するものとする。

#### 第8 業務等の引継ぎ

- 1 設置署長は、少年サポートセンターの業務において、次のいずれかに該当するときは、必要な措置を講じた上、関係署長に書類を引き継ぐことができるものとする。
  - (1) 犯罪少年を発見し、又は犯罪少年に関する情報を得たとき。
  - (2) 福祉犯の被害少年を発見し、又は福祉犯に関する情報を得たとき。
  - (3) 被害少年、要保護少年又は行方不明少年を発見し、又はこれら少年に関する情報を得たとき（前記(2)に該当する場合を除く。）。
  - (4) 少年を取り巻く有害環境を発見し、又は有害環境に関する情報を得たとき。
  - (5) その他署で措置を講ずることが適当と認められる事案を発見し、又はその情報を得たとき。
- 2 所属長は、少年相談、街頭補導等の少年警察活動において、次のいずれかに該当するときは、必要な措置を講じた上、当該少年警察活動に係る書類を設置署長に引き継ぐことができるものとする。
  - (1) 不良行為少年で、当該少年の非行防止を図るため、継続補導の実施を要すると認められるとき。
  - (2) 被害少年で、その精神的打撃の軽減を図るため、継続的な支援を要すると認められるとき。
  - (3) その他特に専門的な知識及び技能をもって対応する必要があると認められるとき。

#### 第9 派遣要請

- 1 所属長は、少年警察活動を推進するため、地区センター等の職員の派遣が必要と認めるときは、派遣要請書（様式第4号）により設置署長に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後速やかに派遣要請書を設置署長に送付するものとする。
- 2 設置署長は、前記1の規定による要請があったときは、速やかに対応する地区センター等の職員を選定し、派遣するものとする。

#### 第10 業務推進検討会

地区責任者及び分室責任者は、地区センター等の職員による業務推進検討会を開催し、地区センター等の活動計画、活動区域内の少年非行の情勢に応じた対策等について検討することができるものとする。

#### 第11 活動連絡

地区責任者及び分室責任者は、設置場所以外の署の管内で活動するとき（前記第9の2の規定により派遣されるときを除く。）は、活動連絡書（様式第5号）によりあらかじめ当該署の長に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに活動連絡書を当該署の長に送付するものとする。

#### 第12 活動報告

- 1 地区責任者及び分室責任者は、地区センター等の活動結果について設置署長に報告するものとする。
- 2 設置署長は、前記1の規定により報告を受けた活動結果のうち特異なものにあつては、人身安全少年課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

#### 第13 被害少年カウンセリングアドバイザーの設置

本部センターに、静岡県警察被害少年カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができるものとする。

##### 1 委嘱

(1) 人身安全少年課長は、次に掲げる要件を満たす者のうちアドバイザーに適任と認められるものを選定し、本部長に推薦するものとする。

ア 大学の研究者、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の職にある者で、かつ、必要な専門的知識及び技能を有すること。

イ 少年に関わる被害者支援の重要性を理解し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。

ウ 原則として、県内に居住地又は勤務地を有すること。

(2) 本部長は、前記(1)の規定による推薦に基づき当該被推薦者をアドバイザーとするときは、委嘱状（様式第6号）を交付して委嘱するものとする。

##### 2 委嘱の取消し

(1) 人身安全少年課長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、本部長に委嘱の取消しを上申するものとする。

ア 前記1(1)に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ アドバイザーとしてふさわしくない行為があつたとき。

ウ 心身の故障により任務の遂行ができなくなったとき。

エ 本人から辞任の申出があつたとき。

(2) 本部長は、前記(1)の上申に基づき、委嘱を取り消すものとする。

##### 3 任期

アドバイザーの任期は、2年間とし、再任を妨げない。

#### 4 任務

アドバイザーの任務は、次に掲げる業務とする。

- (1) カウンセリング上の問題点及び少年への指導・支援方針に関する指導を必要とする職員との面接
- (2) 指導・支援を必要とする少年との面接
- (3) 必要に応じた医療機関等専門機関の紹介
- (4) 職員のカウンセリング技術向上のための講習
- (5) 少年非行防止対策についての助言

#### 5 秘密の保持

- (1) アドバイザーは、委嘱期間中及びその後においても、業務に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
- (2) アドバイザーは、委嘱状の交付を受けたときは、秘密の保持について誓約書（様式第7号）を本部長に提出するものとする。

#### 6 運用

- (1) 所属長は、アドバイザーの面接を必要とするときは、アドバイザー面接申込書（様式第8号）により人身安全少年課長に申請し、面接日時・場所の指定を受けるものとする。
- (2) 職員は、前記(1)の指定に基づき、アドバイザー面接申込書の写し及び関係資料を持参し、面接を受けるものとする。
- (3) 職員は、少年にアドバイザーの面接を受けさせる場合には、あらかじめ当該少年の保護者の承諾を得るものとする。

#### 第14 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、少年サポートセンターの運用に関し必要な事項は、生活安全部長が別に定めるものとする。

別表(第2の2関係)

名称	設置場所	活動区域
沼津地区少年サポートセンター	沼津署	下田署、伊豆中央署、三島署、伊東署、熱海署、沼津署、裾野署及び御殿場署の管内
沼津地区少年サポートセンター 三島分室	三島署	
富士地区少年サポートセンター	富士署	富士署及び富士宮署の管内
静岡地区少年サポートセンター	静岡中央署	清水署、静岡中央署及び静岡南署の管内
静岡地区少年サポートセンター 清水分室	清水署	
静岡地区少年サポートセンター 静岡南分室	静岡南署	
志太・榛原地区少年サポートセンター	藤枝署	藤枝署、焼津署、島田署及び牧之原署の管内
磐田地区少年サポートセンター	磐田署	菊川署、掛川署、袋井署及び磐田署の管内
浜松地区少年サポートセンター	浜松中央署	天竜署、浜北署、浜松東署、浜松中央署、浜松西署、細江署及び湖西署の管内
浜松地区少年サポートセンター 浜松東分室	浜松東署	